

公益社団法人日本訪問販売協会

入会に関する諸規程

入会承認の手續きに関する規程	P . 1
入会申出に際し提出すべき書面 (別表)	P . 4
入会申出者に関する細則	P . 5
入会予備企業に関する細則	P . 6
入会金・会費規程	P . 7
入会金・会費規程 (別表)	P . 9
訪問販売消費者救済基金出えん金規程	P . 10



入会承認の手続き等に関する規程

第1条（総則）

公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）に入会の申し出をしたものに対する入会の承認をするための手続き等は、本規定の定めるところによる。

第2条（定義）

定款第6条第1項第1号の「関連する個人又は法人」とは、訪問販売を業とする個人事業者等に対する教育の実施及び苦情の解決等の業務を継続的に行う製造業者又は卸業者とする。

第3条（正会員の要件）

定款第6条第1項に定める正会員は次の事項を満たすものとする。

- (1) 訪問販売又はこれに関連する事業を継続して1年以上行っているものであること。
 - (2) 過去3年以内に法令等に違反して処分されたものでないこと（法人にあってはその役員に上記要件に該当する者がいないこと）。
 - (3) 訪問販売業界の信用を失墜させるような行為をしたものでないこと（法人にあってはその役員に上記要件に該当する者がいないこと）。
 - (4) 除名後少なくとも3年以上を経過し、当該除名理由となった事情が解消されているものであること。
 - (5) 定款第46条に定める訪問販売消費者救済基金（以下「救済基金」という。）に加入するものであること。
2. 前項(1)(2)及び(4)については、理事会の承認を得てその期間を短縮することができる。

第4条（賛助会員の要件）

定款第6条第1項2号に定める賛助会員は次の事項を満たすものとする。

- (1) 定款第6条第1項に該当しないものであること。
 - (2) 事業目的及び事業内容が明確なものであること。
 - (3) 本会の目的に賛同し、その事業に協力するものであること。
2. 前項(1)については、既に正会員であるものに限り、訪問販売を業とするものであっても、理事会の承認を得てその期間を定めて賛助会員となることができる。

第5条（入会の申出）

正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書（別紙様式）及び別表に定める「入会申出に際し提出すべき書面」を本会に提出するものとする。

第6条（入会申出者の登録及び調査等）

入会申込書及び「入会申出に際し提出すべき書面」を提出したものについては、「入会申出者に関する細則」の定めにより、本会に登録し、調査等を行なうものとする。

第7条（念書）

本会の正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申出に際し本会の定款、倫理綱領、自主行動基準、その他本会の決定事項を遵守する旨の念書を提出するものとする。

第8条（救済基金加入に際しての確認書）

本会の正会員になろうとするものは、入会申出に際し「救済基金加入に際しての確認書」を提出するものとする。

第9条（権利の発生）

本会の正会員になろうとするものは、理事会の承認後所定の入会金及び会費、救済基金の出えん金を納入した日以後、正会員の権利を行使することができる。

2. 本会の賛助会員になろうとするものは、理事会の承認後所定の入会金及び会費を納入した日以後、賛助会員の権利を行使することができる。

第10条（承認の取消し）

以下に該当する場合には、理事会の承認後、その承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 本規程第3条又は第4条の基準を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 申出内容に事実と異なる内容があることが判明した場合。
- (3) 所定の入会金及び会費、救済基金の出えん金の請求書発行後3ヶ月を経ても入金のない場合。

第11条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

1. 本規定は、理事会の議決日（平成元年6月9日）より施行。
2. 本規定施行前に準会員であったものへの本規定の適用については、上記施行日より向こう2年間の経過措置期間を置く。
3. 本規定は、理事会の議決日（平成6年10月18日）より、入会予備企業に関する細則を定め、運営を図るものとする。
4. この変更規定は、理事会の議決日（平成19年10月4日）より、入会申出者に関する細則を定め施行する。
5. この変更規定は、当協会の定款変更の認可日（平成21年7月1日）から施行する。
6. 前項の規定にかかわらず、第3条第5号、第8条、第9条第1項、第10条第3号の各規定は改正特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日から施行する。ただし、第8条で定める「救済基金加入に際しての確認書」は当協会の定款変更の認可日から提出を求めることができる。
7. 前項の規定は、当協会の定款変更前に正会員又は準会員であったものについても適用する。

附 則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

入会申出に際し提出すべき書面（別表）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">企業の場合</p>	<p>登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本 事業案内書（取扱品目のパンフレット等） 企業経歴書（企業の沿革などがわかる会社案内等） 決算報告書のコピー（直近年度のもの） 申込・契約書面（特商法4条・5条書面）、信販申込書面（全ての提携信販会社の未使用原本を各一部）、領収書（現金取引に使用しているもの）、連鎖販売取引を行う企業は1項書面と2項書面等、その他消費者に交付する全ての書面 販売に係る社内ルール・規約等（営業規則や自主行動基準、処分規定等） 販売員及び消費者相談対応担当者の教育に使用する資料等（法律テキスト、商品知識の学習教材、電話対応マニュアル等） 自社で受けた消費者相談の一年間（直近年度）の件数 個人を特定できる情報は除く。 代理店等がある場合は、傘下代理店等との業務提携契約書（未使用原本） 反社会的勢力に対する基本方針等を定めた社内規則等 その他本会が求める場合に提出する書類（支店・営業所・販売店・代理店等の一覧表、販売組織への加入条件・ボーナス等の販売システムを具体的に説明したマニュアル等）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個人の場合</p>	<p>住民登録証及び印鑑登録証 事業案内書（取扱品目のパンフレット等） 経歴書 確定申告書又は源泉徴収書コピー 専従職員の名簿 申込・契約書面（特商法4条・5条書面）、信販申込書面（全ての提携先のもの各一部）、領収書（現金取引に使用しているもの）、連鎖販売取引を行う企業は1項書面と2項書面等、その他消費者に交付する全ての書面。 販売に係るルール・規約等（営業規則や自主行動基準、処分規定等） 販売員及び消費者相談対応担当者の教育に使用する資料等（法律テキスト、商品知識の学習教材、電話対応マニュアル等） 自社で受けた消費者相談の一年間（直近年度）の件数 個人を特定できる情報は除く。） 反社会的勢力に対する基本方針等 その他本会が求める場合に提出する書類</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">団体の場合</p>	<p>定款、寄付行為、諸規約 役員名簿 登記簿謄本（法人の場合）、設立を証明する書面（法人ではない場合） 事業報告書及び決算報告書（直近年度のもの） 会員名簿 その他本会が求める書類</p>

企業又は個人で賛助会員の入会希望者は上記の を提出して下さい。

上記資料が現在未整備である等、入会申請書類に関することは何なりとご相談ください。

入会申出者に関する細則

入会申込書及び「入会申出に際し提出すべき書面」を提出したものは、以下の細則のとおり、入会申出者として登録される。

1．登録

入会申込書及び「入会申出に際し提出すべき書面」を提出したものは、入会申出者として当協会に登録する。

2．調査期間

入会申出者として登録されてから1ヶ月は当該入会申出者の調査期間とする。

3．情報収集

当該入会申出者の名称等を関係各方面に広く周知し、情報収集を行なう。

4．消費者相談の解決

調査期間内に、入会申出者に関する消費者相談が当協会の消費者相談室に寄せられた場合には、当該入会申出者があらかじめ届け出た消費者相談窓口と連携し、解決をはかる。

5．来訪の要請等

当協会が必要と認めた場合には、当該入会申出者に対し来訪の要請又は訪問調査等を行なう。

6．理事会での審議

入会申出者は、入会申出者として登録されてから1ヶ月を経過した後の理事会で、入会申出について審議される。なお、理事会で入会予備企業として登録することが妥当であると判断された入会申出者については、別途定める「入会予備企業に関する細則」により、入会予備企業制度を適用する。

7．前項2及び6の1ヶ月は、理事会の承認を得てその期間を短縮することができる。

附 則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

入会予備企業に関する細則

入会を申し出た者の内、理事会において入会が保留となった者で、かつ、理事会が入会予備企業制度を導入することが適当であると認められた場合は、以下の制度を適用する。

入会予備企業制度の内容は、以下のとおり。

- 1．一定期間、当該企業を当協会に登録し、その期間中に寄せられた相談処理を通じて、当該企業の実態を把握する。
- 2．当該企業の名称等を関係各方面に広く周知し、当該企業に係る情報収集を行う。
- 3．前出 1 及び 2 で収集した情報を基に入会の審査を行う。
- 4．一定の期間内に、重大な消費者被害等を惹起させた者は、即時、当該企業としての資格を喪失させる。
- 5．一定の期間とは、6ヶ月から1年程度とする。
- 6．当該企業からは、別紙の誓約書を提出させる。

入会金・会費規程

第1条（総則）

本規程は、公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第9条の規定により、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。ただし、第2条及び第4条に定める金額の変更は、理事会の審議を経たのち、総会の議決を経なければならない。
3. 本会の入会金、会費に関する事項であって本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の同意を得てこれを定めるものとする。

第2条（入会金の額）

入会金の額は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|----------|
| （1）正会員 | 1口 | 100,000円 |
| （2）賛助会員 | 1口 | 50,000円 |

2. 入会金の分納は、これを認めないものとする。

第3条（入会金の納入通知、納入要領）

会長は、定款第7条第1項の規定により、会員の入会が理事会の承認を得たときは、その年月日納入すべき入会金の額、納入期限その他入会金の納入に関して必要な事項を相手方に速やかに通知しなければならない。

2. 前項の通知を受けた者は、速やかに入会金を全納しなければならない。

第4条（会費の額）

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| （1）正会員（企業） | 月額36,000円以上とし、各企業の個々の負担額は別途詳細（別表）による。 |
| （2）賛助会員（企業） | 1口（月額5,000円）以上 |
| （3）賛助会員（団体） | 1口（月額5,000円）以上 |

第5条（会費の納入要領）

会費は、当該事業年度中（毎年4月1日から翌年3月31日までの間）に全納しなければならない。

2. 会費は、毎事業年度中第1期（4月1日～6月30日）第2期（7月1日～9月30日）第3期（10月1日～12月31日）及び第4期（1月1日～3月31日）の四期に分けて各期の当初の月の末日までにその期の分を納入するものとする。
3. 会員の入会した日の属する月（以下「会員入会月」という。）が、各期の当初の月及び

翌月であるときは、その期の分については、会員入会月以降の月数に応じた額を会員入会月の翌月の末までに納入するものとする。

4. 第2項の規定にかかわらず会員は、各期の当初の月の末日までに翌期以降の分を一括納入することを妨げないものとする。

第6条（払込み方法）

入会金及び会費は、本会の指定する金融機関に払込むものとする。

ただし、本会の事務局に持参することを妨げないものとする。

第7条（入会金、会費の返還）

本会は、会員が定款第10条、第12条又は第13条の規定により退会しても既納の入会金及び会費は過誤納の場合を除きこれを返還しないものとする。

第8条（会費の使途）

第2条の入会金及び第4条の会費は、毎事業年度における合計額の80%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附則

1. この変更規定は、平成14年6月6日から施行する。
2. この変更規定は、平成21年6月3日から施行する。
3. 前項の規定に係らず、第1条、第4条、第7条の各規定は、当協会の定款変更の認可日（平成21年7月1日）から施行する。ただし、定款変更に伴い、準会員から正会員へ移行したものの会費の額は、認可日から向こう2年間は、移行前の準会員の会費の額とする。

附則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

「入会金・会費規程」第4条第1号に規定する会費の額及びその基本的な考え方を以下のとおり定める。

〔会費の額〕

	資本金	売上高	販売員	会費(月額)
クラス	～ 500万円	～ 1億円	～ 100人	3万6千円
クラス	～ 1000万円	～ 10億円	～ 500人	4万8千円
クラス	～ 5000万円	～ 50億円	～ 1000人	6万円
クラス	～ 1億円	～ 100億円	～ 5000人	7万2千円
クラス	～ 5億円	～ 200億円	～ 10000人	8万4千円
クラス	～ 10億円	～ 500億円	～ 20000人	9万6千円
クラス	～ 50億円	～ 1000億円	～ 50000人	10万8千円
クラス	50億円～	1000億円～	50000人～	12万円以上

〔判定の基本的考え方〕

- (1) 会費は、企業の事業規模(資本金・売上高・販売員数)別に8クラスに分け、業態(製造業、販売業の別)等の諸属性を考慮し総合判定をする。
- (2) 判定に際しては、基本的に売上高クラスを優先する(製造業は原則として出荷高、販売業は末端販売高)。
- (3) 資本金クラスが3項目中最も高い場合は、クラスダウンして調整する。
- (4) 資本金クラス>売上高クラスが、3クラス以上の場合はさらにクラスダウンして調整する。
- (5) 販売員クラス>売上高クラスのものは、販売員クラスをクラスダウンして調整する。

付 則

1. この規定は、平成3年4月1日より実施する。
2. 既存の正会員の会費については、経過措置として新会費と比して、特にバランスを欠くものでないかぎり、次回見直しの次期まで現状を尊重する。又、特にアンバランスなものについては、高額クラスへの移動について同意を求める。
低額クラスへの移動は原則として認めないものとする。
3. 協会の運営費及び会議等については、改定の是非にかかわらず、3年に一度検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

訪問販売消費者救済基金出えん金規程

第1条（総則）

本規程は、公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第9条及び訪問販売消費者救済事業業務実施方法書（以下「方法書」という。）第6条の規定により、本会の訪問販売消費者救済基金の出えん金（以下「基金出えん金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 本規程の変更は、総会の議決を経なければならない。
3. 本会の基金出えん金に関する事項であって本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の同意を得てこれを定めるものとする。

第2条（基金出えん金の額）

本会の正会員になろうとする者が訪問販売消費者救済基金へ出えんする額は一律60万円とする（当該基金の設立前に既に正会員の身分を取得している者は、当該基金の設立に当たり本条に定める額と同額の出えんを行うものとする。）。

2. 前項における基金出えん金の分納は、これを認めないものとする。

第3条（基金出えん金の納付通知、納付要領）

会長は、定款第7条第1項の規定により正会員になろうとする者の入会が理事会の承認を得たときは、納付すべき基金出えん金の額、納付期限、その他基金出えん金の納付に関して必要な事項を相手方に速やかに通知しなければならない。

2. 前項の通知を受けた者は、速やかに基金出えん金を全納しなければならない。
3. 会長は、前項により基金出えん金の本会に納付されたときは、受領した旨を相手方に遅滞なく通知するものとする。

第4条（払込み方法）

基金出えん金は、本会の指定する金融機関に払い込むものとする。
ただし、本会の事務局に持参することを妨げないものとする。

第5条（基金出えん金の取扱い）

定款第9条第3項の定めにより正会員が納付した基金出えん金は、当該正会員が定款第10条又は第12条、第13条の規定によりその資格を喪失しても、本会は、これを返還しないものとする。

附則

本規定は、平成21年10月8日（理事会の議決日）から実施する。

附則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。